

「総量削減義務と排出量取引制度」
手数料減免申請書
～ 記入要領 ～

2024（令和6）年4月
東京都環境局

目次

はじめに.....	1
1 手数料の減免申請について	2
2 Excel ファイル入力時の注意点.....	4
3 手数料減免申請書 記入例	5
お問合せ先	10

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」といいます。）において、一般管理口座の開設（指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者が行う場合を除く。）、一般管理口座の更新、又は削減量口座簿記録事項証明書の交付の申請をしようとする者は、所定の手数料を納付しなければなりません（条例第5条の23の3第1項）。この手数料は、特別の理由があると認められる場合については、減額又は免除されます（条例第5条の23の3第1項及び第2項並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の21第1項及び第2項。詳細は1(1)をご覧ください。）。

手数料減免申請書の作成に当たっては、この「手数料減免申請書 記入要領」に従って作成してください。ご不明な点がございましたら、最後に「お問合せ先」を記載していますので、こちらまでお問い合わせください。

なお、この記入要領は、マイクロソフト社のExcelを利用することを前提としています。

Excelファイルは、東京都環境局のホームページ内

[\(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/\)](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/)

で公表しています。ダウンロードしてご利用ください。

1 手数料の減免申請について

(1) 減免申請ができる者*

- 国又は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体
 - 生活保護法の規定により保護を受ける者
 - 市町村民税（特別区民税を含む。）又は所得税が課されていない者
- ※ 指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者が行う一般管理口座の開設及び更新については、手数料は発生しないため、減免申請は不要です。

申請者	一般管理口座の開設・更新	記録事項の証明
指定地球温暖化対策事業者、口座管理者	無料	有料
国、地方公共団体、生活保護者、課税免除者	申請による免除	申請による免除

(2) 提出書類

手数料減免申請書は、「一般管理口座開設申請書」、「一般管理口座更新申請書」又は「削減量口座簿記録事項証明書交付申請書」と同時に提出してください。

「手数料減免申請書」以外の書類は、申請内容に応じて、提出が必要な場合と不要な場合があります。次の表に従ってご判断ください。

①申請書*

No.	名 称	提出が必要な場合	提出が不要な場合
1	手数料減免申請書	必須	
2	【別紙】手数料減免申請書の申請者	筆頭申請者の種類として、「別紙「申請者」記載の者の代理人」を選択した場合	筆頭申請者の種類として、「申請者」を選択した場合

※「紙」の申請書（1部）及び「電子データ」（電子メールの送付又はCD-Rへ格納し紙の申請書と送付）両方を提出して頂きます。

②添付書類

＜減免対象であることの確認書類＞ ※ 国及び地方公共団体は不要です。

生活保護受給者	市町村民等非課税者	書類の種類
○	-	生活保護受給証明書等、生活保護を受けていることを証する書面
-	○	市町村民税又は所得税に係る納税証明書等、これらが課税されていないことを証する書面

(3) 手数料

手数料減免申請書をご提出いただき、審査の結果免除対象と判断されましたら、次の手数料が無料になります。

手数料の種類	金額（免除前）
一般管理口座の開設	1口座につき、13,400円
一般管理口座の更新	1口座につき、12,400円

削減量口座簿記録事項証明書の交付	1 通につき、400 円
------------------	--------------

(4) 申請期限

特にありません。

一般管理口座の開設申請、更新申請、又は削減量口座簿記録事項証明書の交付申請と合わせて申請してください。

(5) 提出方法

郵送又は持参（送付先住所は 10 ページ「お問合せ先」を参照）

- 申請書（原本）及び添付書類（原則原本）をご提出ください。
- 申請書については、データもご提出をお願いいたします。
- 持参される場合は、事前にご来庁する時間等をお知らせください。

2 Excel ファイル入力時の注意点

(1) Excel ファイルのダウンロード

Excel ファイルをダウンロードして使用する際は、一度手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。パソコンやセキュリティ設定等の相性の問題からパスワードを聞かれることがあります。その際は、キャンセルを何度か押したり、他のパソコンから行ったり、何度か試すことで、パスワードを入力しなくてもダウンロードできるようになります。

(2) Excel への入力

東京都から提供する Excel ファイルは保護がかかっており、一部を除き行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも一部に制限がかかっています。申請書を作成する場合は入力可能なセルに文字や数値等を入力してください。詳細は、個々のシートの記入要領をご確認ください。

(3) ファイル形式等の改変禁止

東京都では、提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護を掛けたり、シート・セルにリンクを張ったり、シート名を変更したり等の改変は行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

(4) 入力欄について

東京都から提供する Excel ファイルは、入力するセルについて、入力範囲を分かりやすくするために色をつけてあります。なお、初期設定では、この色は印刷されないようにしてあります。

①：申請年月日、筆頭申請者の種類、住所、氏名

「年月日」

申請書を実際に東京都へ提出する日を記入します。

「筆頭申請者の種類」

「筆頭申請者」とは、申請書の本欄に氏名等を記載する者のことを指します。
次の条件に従い、プルダウンから該当するものを一つ選択してください。

筆頭申請者の種類	プルダウンの選択内容
本人	申請者
代理人	別紙「申請者」記載の者の代理人

「住所・氏名」

筆頭申請者の情報を記入します。法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください。

令和3（2021）年4月からの御申請に押印は不要となりました。

筆頭申請者が代理人である場合は、別途「手数料減免申請書の申請者」に必要事項を記入してください。記入例は8ページを参照してください。なお、「手数料減免申請書の申請者」のExcelファイルは、手数料減免申請書と同じExcelファイルの「【別紙】申請者」シートを参照してください。

②：申請の種類

必ず「② 免除」となります。

初めから設定されているため、新たに入力する必要はありません。

③：口座番号

一般管理口座開設手数料の免除を希望する場合は、空欄にしてください。

一般管理口座更新手数料、又は削減量口座簿記録事項証明書[※]の交付手数料の免除を希望する場合は、対象となる一般管理口座の口座番号を記入してください。

④：手数料の減額又は免除の要件に関する事項

次の条件に従い、プルダウンから該当するものを一つ選択してください。

プルダウンの選択内容
1. 国又は地方公共団体
2. 生活保護者
3. 市町村民税（特別区民税）又は所得税の非課税者

⑤：振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先

連絡先には、問合せ等の窓口となる方の会社名、郵便番号、住所、部署名、担当者名、連絡先（電話番号、FAX 番号又はメールアドレス）及び備考を記入してください。①の筆頭申請者として記載した会社に所属している方でなくても構いません。口座及び振替可能削減量等の管理に責任をもって対応いただける方を記入してください。連絡先（電話番号、FAX 番号及びメールアドレス）につきましては、少なくとも一つご記入いただく必要がありますが、特に電話番号及びメールアドレスは、この申請に関する問合せや東京都からのお知らせ等で利用しますので、できる限りどちらもご記入をお願いします。

⑥：受付欄

記入しないでください。

4 【別紙】申請者 記入例

セルに色づけがされている箇所に記入してください。

	令和6年4月1日
手数料減免申請書の申請者 (住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)	
	手数料減免申請書に記入した 日付が自動記入されます。
住 所	東京都新宿区〇〇町一丁目1番1号
氏 名	〇〇会社 代表取締役 □□□□

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください（上側は空欄としてください。）

⑦

- 手数料減免申請書の「筆頭申請者の種類」として、「**手数料減免申請書の申請者**」を選択した場合は、「【別紙】手数料減免申請書の申請者」の提出は不要です。
- 手数料減免申請書の右上に記入した筆頭申請者は、この欄への記入は不要です。

⑦：申請者の住所、氏名

①で筆頭申請者の種類として「別紙「申請者」記載の者の代理人」を選択した場合、申請者の情報を記入してください。法人の場合は、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名欄は法人名及びその代表者の氏名を記入してください。

お問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階
TEL： 03-5388-3438
E-Mail：（事前確認等、取引制度に関係するご質問）
torihiki@ml.metro.tokyo.jp
（提出用電子データの送付先（2MB まで）
ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp

次のホームページアドレスで、「総量削減義務と排出量取引制度」に関する情報等の参照や、書式等のダウンロードが可能です。
（条例・規則・指針、制度全般の説明、各種案内、記入要領や記入例、ガイドラインがあります。）

- ① 総量削減義務と排出量取引制度 排出量取引（排出量取引全般はこちら）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

- ② 条例・規則・指針・ガイドライン（環境確保条例の条例・規則、地球温暖化対策指針等はこちら）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/